

特定の携帯情報端末におけるＩＣカード取扱規則に関する特約（バス）

制 定 ２０２０年１０月６日
最終改訂 ２０２３年３月１８日

第１編 総則

（目的）

第１条 この特約は、松戸新京成バス株式会社（以下「当社」という。）が、「松戸新京成バス株式会社ＩＣカード取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、特定携帯情報端末を利用し株式会社パスモが提供する Apple Pay の P A S M O を使用した乗車券等（以下、「モバイルＩＣ特定端末」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 P A S M OのうちモバイルＩＣ特定端末における P A S M Oのサービスは、松戸新京成バス株式会社ＩＣカード取扱規則（以下、「ＩＣ規則」という。）に対する特約とし、ＩＣ規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用する。

２ モバイルＩＣ特定端末の使用について、この特約に定めのない事項については、ＩＣ規則、株式会社パスモの定める P A S M O取扱規則、同 P A S M O取扱規則に関する特約、同モバイル P A S M O及び Apple Pay の P A S M O 会員規約（以下、「会員規約」という。）、同 P A S M O電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイルＩＣ特定端末の特性上、適用可能な規定に限るものとする。

３ 旅客がモバイルＩＣ特定端末を当社で使用する場合は、ＩＣ規則に定めるＩＣカードとして取扱う。

４ モバイルＩＣ特定端末については、ＩＣ規則第４条から第６条、第９条、第１０条、第１３条から第１５条、第１６条第２項、第１７条から第２６条、第３０条から第３９条の規定は適用しない。

（特約の変更）

第３条 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期および変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

２ この特約が改定された場合、以後のモバイルＩＣ特定端末にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

（用語の定義）

第４条 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「記名モバイルＩＣ特定端末」とは、会員登録されたモバイルＩＣ特定端末をいう。

- (2)「無記名モバイルＩＣ特定端末」とは、会員登録を行っていないモバイルＩＣ特定端末をいう。
- (3)「特定モバイルＩＣＳＦ」とは、ＳＦにより旅客の運送等に供するモバイルＩＣ特定端末をいう。
- (4)「特定モバイルＩＣ定期乗車券」とは、別に定めるＩＣバス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイルＩＣ特定端末をいう。

2 この特約に定めのない用語の定義については、ＩＣ規則、その他の関連する規則、会員規約等の定めによるものとする。

(契約の成立)

第5条 モバイルＩＣ特定端末による旅客運送の契約は、バスＲ／Ｗで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 Apple Pay の P A S M O の会員である旅客が特定モバイルＩＣ定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルＩＣ特定端末に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。
- 3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された P A S M O カード内の情報を、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、Apple Pay の P A S M O へ発行替えを行ったときをもって、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。
- 4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めのない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第6条 モバイルＩＣ特定端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスＲ／Ｗで降車処理を行い、また、乗車処理および降車処理が必要な場合は乗車時にバスＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイルＩＣ特定端末によりバスＲ／Ｗで降車処理を行わなければならない。

- 2 1回の乗車につき、複数の媒体を同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払い時に、ＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金または当社が別に定める方法で運賃を支払う。
- 4 モバイルＩＣ特定端末のＳＦを使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満のＳＦは、ＩＣ運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 モバイルＩＣ特定端末の破損、バスＲ／Ｗの故障又はバスＲ／ＷによるモバイルＩＣ特定端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイルＩＣ特定端末はバスＲ／Ｗで使用できないことがある。
- 7 記名モバイルＩＣ特定端末は、当該記名モバイルＩＣ特定端末に記録された記名人以外が使用することはできない。
- 8 偽造、変造または不正に作成されたモバイルＩＣ特定端末を使用することはできない。

9 Apple Pay のPASMO をモバイルIC特定端末として使用する場合は、使用の都度において旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。

10 特定携帯情報端末の故障、および電池切れ等により、モバイルIC特定端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

(個人情報の取扱い)

第7条 モバイルIC特定端末にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、特定モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) 特定モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
- (2) 特定モバイルIC定期乗車券等の使用等にかかわる連絡
- (3) 定期乗車券等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC特定端末に関わるサービスの実施、改善および利用状況の分析

(制限または停止等)

第8条 IC規則第9条第1項に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めたときは、モバイルIC特定端末の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害等について、当社はその責めを負わない。

第2編 特定モバイルICSF

第1章 発売

(特定モバイルICSFの発行)

第9条 特定モバイルICSFはPASMO取扱規則に関する特約等の定めるところにより発行する。

(発行替え)

第10条 PASMOカードから特定携帯情報端末への発行替えは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取扱うことができない。

- (1) 持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券

- (3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (4) 企画乗車券およびモバイルIC特定端末で発売できない乗車券が付加されているPASMO
 - (5) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されたPASMO
 - (6) 出場処理が完了していないPASMO
- 3 特定モバイルICSFからPASMOカードへの発行替えはできない。

(チャージ)

第11条 特定モバイルICSFは、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第12条 特定モバイルICSFのSF残額およびSF残額履歴は、PASMO取扱規則またはPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルIC特定端末を処理する機器、またはPASMOアプリケーションの機能により確認することができる。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。
- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 第17条の規定により特定モバイルICSFを再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

第2章 運賃

(IC運賃の減額)

第13条 旅客が特定モバイルICSFを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。

- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。
- 3 無記名モバイルIC特定端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。
- 4 第6条第3項による場合は現金運賃を適用し、特定モバイルICSFで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第14条 特定モバイルICSFにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第15条 特定モバイルICSFは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった特定モバイルICSFの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後の特定モバイルICSFを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名人の情報が登録された特定モバイルICSFを当該記名人以外の者が使用した場合
- (3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造または不正に作成された特定モバイルICSFもしくはSFを使用した場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により特定モバイルICSFが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

第16条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

第4章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第17条 特定モバイルICSFを紛失または故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、特定モバイルICSFの再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

2 特定携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

3 Apple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、特定モバイルICSFのサービスが使用できなくなった場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

4 特定携帯情報端末の紛失または故障のため特定モバイルICSFの再発行の取扱い、その他コンピュータシステム処理等を行ったことに伴い、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

5 Apple PayのPASMOを使用する特定携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める

所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第19条 特定モバイルICSFが不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。

第3編 特定モバイルIC定期乗車券

第1章 発売

(定期乗車券の発売)

第20条 旅客がモバイルIC特定端末に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客自らが行き、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち運送約款に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイルIC特定端末に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、所定の期日までに、PASMOサイトを利用して所定の購入申込書等に、必要な事項等を記入のうち、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書等の写しをサポートセンターへ送付することにより購入に必要な申し込みを行うものとする。

(1) 新規購入の場合

(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合

(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合

(4) 通学定期乗車券の有効区間等が変更となる場合

3 前各項により購入した定期乗車券の有効期間、有効区間ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、PASMOアプリケーションおよび会員メニューで確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。

5 特定モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前、または有効期間中に当該特定モバイルIC定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を継続購入する場合を除く。

(発行替え)

第21条 PASMOカードから特定携帯情報端末への発行替えは、株式会社パスモが定めるPASMO取

扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後のP A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するP A S M Oカードの場合は取扱うことができない。

- (1) 持参人 I C 定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定める I C 事業者以外で付加した I C 定期乗車券
- (3) 小児用 P A S M O および一体型 P A S M O
- (4) 企画乗車券およびモバイル I C 特定端末で発売できない乗車券が付加されている P A S M O
- (5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加された P A S M O
- (6) 出場処理が完了していない P A S M O

3 特定モバイル I C 定期乗車券から P A S M O カードへの発行替えはできない。

(チャージ)

第 2 2 条 特定モバイル I C 定期乗車券は、I C 規則の定めによるチャージのほか、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、チャージすることができる。

(S F 残額等の確認)

第 2 3 条 特定モバイル I C 定期乗車券の S F 残額および S F 残額履歴は、P A S M O 取扱規則または P A S M O 取扱規則に関する特約の定めにより、モバイル I C 特定端末を処理する機器、または P A S M O アプリケーションの機能により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
- (3) 第 2 7 条の規定により特定モバイル I C 定期乗車券を再発行等したときの再発行等以前の S F 残額履歴

第 2 章 効力

(効力)

第 2 4 条 第 2 0 条の規定により発売した特定モバイル I C 定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

2 S F をチャージした特定モバイル I C 定期乗車券を、定期乗車券の区間外または有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第 1 3 条の規定を準用する。

(無効となる場合)

第 2 5 条 特定モバイル I C 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった特定モバイル I C 定期乗車券の取扱いは P A S M O 取扱規則等の定めによる。

- (1) 乗車処理後の特定モバイル I C 定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名人の情報が登録された特定モバイル I C 定期乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造または不正に作成された特定モバイル I C 定期乗車券もしくは S F を使用した場合
- (2) バス R/W で特定モバイル I C 定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、当社が認めた方法により有効な特定モバイル I C 定期乗車券が確認できた場合を除く。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

第 26 条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

第 3 章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第 27 条 特定モバイル I C 定期乗車券を紛失または故障した場合は、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、特定モバイル I C 定期乗車券の再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第 28 条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

2 特定携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

3 Apple Pay の P A S M O を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、特定モバイル I C 定期乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害等は、当社はその責めを負わない。

4 特定携帯情報端末の紛失または故障のためモバイル I C 定期乗車券の再発行の取扱い、その他コンピュータシステム処理等を行ったことに伴い、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

5 Apple Pay の P A S M O を使用する特定携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

6 障害等により特定モバイル I C 定期乗車券が復元できない場合は、P A S M O カードで I C 定期乗車券を再交付する場合がある。このことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 4 章 払いもどし

(払いもどし)

第29条 特定モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約に定めるPASMOアプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、運送約款の定めるところによる。

- 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
- 3 第19条による払いもどしを行う場合で、第20条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
- 4 第21条第1項による方法で発行替えを行ったApple PayのPASMOの払いもどしを行う場合は、会員規約等の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。
- 5 前各項によりPASMOアプリケーションまたは会員メニューから、旅客自らが特定モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。
- 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 7 特定モバイルIC定期乗車券により乗車を開始した場合、その乗車が終了するまで払いもどしを請求することはできない。